

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定（青少年課）	一	○右同	七
○結核指定医療機関の指定（健康増進課）	二	○道路の区域変更及び供用開始（道路維持課）	七
○結核指定医療機関の指定（健康増進課）	二	○土地区画整理事業の施行認可（都市計画課）	七
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設設置の許可申請の概要（環境政策課）	二	○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）	八
○特定計量器の定期検査の実施（商工課）	四	○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）	八
○右同	四	○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）	九
○土地改良事業の施行認可（耕地課）	六	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	九
○県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧（耕地課）	六	○同一敷地内にあるとみなされた二以上の構えを成す建築物に係る一団地の区域（建築課）	一〇
○右同	六	○平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築課）	一〇
○県営土地改良事業の換地処分（耕地課）	七		
○右同	七		

告示

奈良県告示第五百六十一号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

○開発行為に関する工事の完了（建築課）	一一	○右同	一一
○右同	一一	○審理の開始	一一

（収用委員会公告）

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	スコラ No. 482	平成十七年三月一日	株式会社スコラマガジン	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二	雑誌	ザ・ベストマガジン 3月号	平成十七年三月一日	KKベストセラーズ	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
三	雑誌	ブレイクマックス 3月号	平成十七年三月十五日	株式会社コアマガジン	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
四	雑誌	コミック裏モノ JAPAN 第15号	平成十七年三月一日	鉄人社	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

七	CD-ROM ・DVD付雑誌	DiGiスバ イダー Vo 1.1	平成十六年 十月十三日	英知出版 株式会社
六	書籍	YUI SH PO ④	平成十五年 十二月五日	株式会社 講談社
五	雑誌	裏ネタJAC K 2月号	平成十七年 二月一日	株式会社 ダイアブ レス

奈良県告示第五百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

名称	あい薬局四条町店	所在地	橿原市四条町八三三―三	指定年月日	平成十六年十二月二十四日
----	----------	-----	-------------	-------	--------------

奈良県告示第五百六十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十七年三月四日

名称	あい薬局四条町店	所在地	橿原市四条町八三三―三	辞退年月日	平成十六年十二月二十四日
----	----------	-----	-------------	-------	--------------

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県生活環境部環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び高取町住民課（高市郡高取町観音寺九九〇の二）において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
岡村印刷工業株式会社 取締役社長 岡村 元嗣
高市郡高取町車木二一五番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
岡村印刷工業株式会社
高市郡高取町車木二一五番地
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十三の二号の口に掲げる自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

特 定 汚 染 物 の 濃 度 等 の 値 の 及 び 汚 染 物 の 種 類 等 の 事 項 に 関 する 事 項 	窒素含有量 (TN) (単位 mg/l) 六六〇	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l) 五〇、〇〇〇	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l) 二四、〇〇〇	水素イオン濃度 (水素指数) 一三	項 目 通 常 最 大	季節的変動の概要 (使用に季節的変動がある場合) 需要繁忙期は九〜十時間/日	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 八時三十分から十七時三十分まで (八時間)	四 特定施設の使用に関する事項 特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 八時三十分から十七時三十分まで (八時間)	特定施設の能力 一〇五版/時	特定施設の工事着手予定年月日 許可後直ちに	特定施設の工事成済予定年月日 工事着工後六日後	特定施設の使用開始予定年月日 工事完成後
	六六〇	五〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	一三	通 常 最 大	需要繁忙期は九〜十時間/日	八時三十分から十七時三十分まで (八時間)	一〇五版/時	許可後直ちに	工事着工後六日後	工事完成後	

項 目 通 常 最 大	項 目 通 常 最 大	処理前 処 理 後	季節的変動の概要 (使用に季節的変動がある場合) 需要繁忙期は九〜十時間/日	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 八時三十分から十七時三十分まで (八時間)	処理施設の使用開始年月日 平成十五年十二月二日	汚水等の処理方法 イオン交換凝集沈澱方式	処理施設の種類 バッチ式化学処理施設	処理施設の構造 鉄鋼製	処理施設の能力 二トン/回	汚水等の処理方法に関する事項 五 汚水等の処理方法に関する事項	特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量 (単位 l) 二二	二二	磷含有量 (TP) (単位 mg/l) 三三
													三三

の 後 理 の 大 び 最 及 前 理 の 常 通 に 設 施 理 染 汚 の の 等 水 汚	水素イオン濃 度(水素指数)	六・五	生物化学的酸 素要求量(B OD)(単位 mg/l)	七〇	化学的酸素要 求量(COD (単位 mg /l)	一〇〇	浮遊物質 量(SS)(単位 mg/l)	六〇	窒素含有量 (TN)(単位 mg/l)	五・〇	有機含有量 (TP)(単位 mg/l)	一・〇	Nヘキサン抽 出物質(単位 mg/l)	一・〇
		七・七		一二〇		一六〇		九〇		一〇		二・〇		一・〇
		六・〇		一〇		一〇		一〇		五・〇		一・〇		一・〇
		八・〇		二〇		二〇		二〇		一〇		二・〇		一・〇

汚水等の処理施設によ る処理前及び処理後の 汚水等の一日当たりの 通常量及び最大の量 (単位 m ³)	一〇	一六	一〇	一六
---	----	----	----	----

奈良県告示第五百六十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれから該当する場合の特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

期 日	場	所 区	域
平成十七年四月七日 から平成十八年 三月三十一日まで	特定計量器の所在場所	県の区域(奈良市を除く。)	

奈良県告示第五百六十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。)の定期検査を次のとおり実施する。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

区 分 区 域	月日(曜日)	時 間	場 所

電気式はかり 以外の特定計 量器	電気式はかり									
	高取町	生駒市			平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	明日香村	高取町
	四月八日(金)	五月十三日(金)	五月十日(火)	五月九日(月)	四月二十五日(月)	四月二十日(水)	四月十八日(月)	四月十五日(金)	四月十二日(火)	四月七日(木)
	午前十時から 正午まで				午前十時から 午後三時まで			午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午前十時から 午後三時まで
	リベルテホール									電気式はかりの所在場所
	平群町	三郷町			斑鳩町	安堵町	明日香村			
	四月二十六日(火)	四月二十一日(木)			四月十九日(火)	四月十五日(金)	四月十一日(月)			
	午後一時から 午後二時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後二時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後二時まで	正午まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで
	平群町役場	三郷町役場			斑鳩町中央体育館		トーク安堵カルチャーセンター	下平田集荷場	明日香村役場	歴史研修センター

<p>申請者 曲川土地改良区</p>	<p>事業名 曲川土地改良区営土地改良事業</p>	<p>地区名 西川・大宮坪地区</p>												
<p>奈良県告示第五百六十七号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十七年二月二十三日次の表の上欄の者から申請のあった土地改良事業の施行を認可した。 平成十七年三月四日 奈良県知事 柿本善也</p>														
<p>備考 表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。</p> <table border="1" data-bbox="941 229 1490 1148"> <tr> <td colspan="2">生駒市</td> <td colspan="2">五月十一日（水）</td> <td>午前十時から正午まで</td> <td>奈良県農業協同組合南生駒支店</td> </tr> <tr> <td colspan="2">五月十二日（木）</td> <td>午前十時から正午まで</td> <td>午後一時三十分から午後三時まで</td> <td>午後二時から午後二時まで</td> <td>奈良県農業協同組合北倭支店 生駒市中央公民館別館</td> </tr> </table>			生駒市		五月十一日（水）		午前十時から正午まで	奈良県農業協同組合南生駒支店	五月十二日（木）		午前十時から正午まで	午後一時三十分から午後三時まで	午後二時から午後二時まで	奈良県農業協同組合北倭支店 生駒市中央公民館別館
生駒市		五月十一日（水）		午前十時から正午まで	奈良県農業協同組合南生駒支店									
五月十二日（木）		午前十時から正午まで	午後一時三十分から午後三時まで	午後二時から午後二時まで	奈良県農業協同組合北倭支店 生駒市中央公民館別館									
<p>奈良県告示第五百六十八号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業（広域連携）大和高原北部2期地区片平3工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 平成十七年三月四日 奈良県知事 柿本善也</p> <p>一 縦覧期間 平成十七年三月七日から同月二十八日まで</p> <p>二 縦覧場所 山添村役場</p> <p>奈良県告示第五百七十号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年二月二十三日県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業（広域連携）</p> <p>一 縦覧期間 平成十七年三月七日から同月二十八日まで</p> <p>二 縦覧場所 山添村役場</p>														

大和高原北部地区ボダイ工区)の換地処分をした。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年二月二十三日県営土地改良事業(県営中山間地域総合整備事業(広域連携)大和高原北部2期地区城福寺工区)の換地処分をした。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年二月二十三日県営土地改良事業(県営中山間地域総合整備事業(広域連携)大和高原北部地区的野1工区)の換地処分をした。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年二月二十三日県営土地改良事業(県営中山間地域総合整備事業(広域連携)大和高原北部地区遅瀬1工区)の換地処分をした。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二十五号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
山辺郡都祁村大字針五六三番八先から山辺郡都祁村大字針二二一番先まで	前	四・九	一三二・八	
	後	七・四	一三二・六	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十七年三月四日

奈良県告示第五百七十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四条第一項の規定により、次のとおり(仮称)白庭駅前土地区画整理事業の施行を認可した。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地区画整理事業の名称 (仮称)白庭駅前土地区画整理事業
- 二 施行者の住所及び名称

住所 大阪市天王寺区上本町六丁目一番五五号
名称 近畿日本鉄道株式会社

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から平成十九年三月三十一日まで

四 施行地区

生駒市白庭台四丁目、五丁目、六丁目の各一部

五 事務所の所在地

生駒市辻町七六三の一

六 施行認可の年月日

平成十七年二月二十五日

七 事業年度

毎年度四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 生駒まごころ	生駒市北大和四一七―三	特定非営利活動法人 生駒まごころ	生駒市北大和四一七―三	居宅介護	平成十七年三月一日
株式会社	生駒市小明町一	株式会社	生駒市小明町	居宅介護	平成十七年三月一日

イユウ	○五七―一四	イユウ愛友ケア	一〇五七―一四	居宅介護	平成十七年三月一日
アクオス有限会社	吉野郡西吉野村 滝三八九	アクオスケアセンター	吉野郡西吉野村 滝三八九	居宅介護	平成十七年三月一日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 六―一〇―一	株式会社コムスン奈良おおいけアセンター	北葛城郡王寺町 久度二―一〇―一七 鈴木ビル三〇二号	居宅介護	平成十七年三月一日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 生駒まごころ	生駒市北大和四一七―三	特定非営利活動法人 生駒まごころ	生駒市北大和四一七―三	居宅介護	平成十七年三月一日
株式会社 イユウ	生駒市小明町一 〇五七―一四	株式会社 イユウ愛友ケア	生駒市小明町 一〇五七―一四	居宅介護	平成十七年三月一日

株式会社ア イユウ	生駒市小明町一 〇五七一一四	株式会社ア イユウ愛友 ケア	生駒市小明町 一〇五七一一	四	平成十七 年三月一 日
特定非営利 活動法人飛 鳥	高市郡明日香村 岡一一二八一二	よつばホー ム	高市郡明日香 村岡一一八三	助	平成十七 年三月一 日
特定非営利 活動法人生 駒まごころ	生駒市北大和四 一七一一三	特定非営利 活動法人生 駒まごころ	生駒市北大和 四一一七一一三	居宅介護 地域生活援	平成十七 年三月一 日
事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、
指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

株式会社コ ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	株式会社コ ムスン奈良 おおじケア センター	北葛城郡王寺 町久度二一一 〇一一七 鈴 木ビル三〇二 号	居宅介護	平成十七 年三月一 日
アコス有 限会社	吉野郡西吉野村 滝三八九	アコスケ アセンター	吉野郡西吉野 村滝三八九	居宅介護	平成十七 年三月一 日

株式会社コ ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	株式会社コ ムスン奈良 おおじケア センター	北葛城郡王寺 町久度二一一 〇一一七 鈴 木ビル三〇二 号	居宅介護	平成十七 年三月一 日
アコス有 限会社	吉野郡西吉野村 滝三八九	アコスケ アセンター	吉野郡西吉野 村滝三八九	居宅介護	平成十七 年三月一 日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境
部県民生活課において縦覧に供します。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

- 申請のあった年月日
平成十七年二月十日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域支援研究フォーラムなら
- 代表者の氏名
西村一朗
- 主たる事務所の所在地
奈良市朱雀二丁目一〇一一二二
- 定款に記載された目的
この法人は、地域支援活動に関心を持つ市民と研究者や学生が協働し、快適な生活
環境創造のために地域の再生・活性化・安全・安心な生活環境づくり、環境保全に関
する総合的な調査研究活動や支援活動を行い、地域生活の充実・発展に寄与すること

を目的とする。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す建築物に係る一団地の区域は、次のとおりです。

なお、当該区域を表示した図書を奈良県土木部建築課において一般の縦覧に供します。

奈良県知事 柿本善也

一 認定番号

建第五九七号

二 認定年月日

平成十七年二月十六日

三 一団地の区域

天理市岩室町五九番、六〇番一、六二番一、六四番一、六四番三、六五番、六六番、六七番、六八番、六九番一、七〇番一、七〇番四、七一番一、七二番一、七三番一、七四番、七五番、七六番及び七七番一

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項に規定する奈良県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

一 試験の期日及び時間

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

平成十七年七月三日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

平成十七年九月二十五日（日）

午前十一時三十分から午後四時まで

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

平成十七年七月二十四日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

平成十七年十月九日（日）

午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 帝塚山大学東生駒キャンパス（奈良市帝塚山七一一一）

(二) 設計製図の試験 右同

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 帝塚山大学東生駒キャンパス（奈良市帝塚山七一一一）

(二) 設計製図の試験 右同

三 受験申込手続

1 受付場所による受験申込

(一) 受験申込書の配布

受験申込書の配布日時及び場所は、(1)及び(2)のとおりです。

なお、郵送により請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書し、返信用切手をはったあて先明記の封筒を同封して社団法人奈良県建築士会あて送付してください。

(1) 平成十七年四月四日（月）から同月十五日（金）まで（同月九日（土）及び同月十日（日）を除く。）の午前九時三十分から午後四時三十分まで（最終日は、午後三時まで）

社団法人奈良県建築士会（奈良市二条大路南一―二―一 第二松岡ビル六階）

(2) 平成十七年四月十一日（月）から同月十五日（金）までの午前九時三十分から午後四時三十分まで（最終日は、午後三時まで）

奈良県中小企業会館（奈良市登大路町三八―一）

(二) 受験申込書の受付期間

平成十七年四月十一日(月)から同月十五日(金)までの午前十時から午後四時まで

(三) 受験申込書の受付場所

奈良県中小企業会館

(四) 受験申込方法

受験申込書は、(三)に掲げる場所に直接提出してください。郵送による申込みは一切受理しません。

(五) 受験手数料

所定の額(財団法人建築技術教育普及センター指定の振替用紙により、郵便局に払い込んで下さい。なお、払込手数料は、本人負担とします。)

2 インターネットによる受験申込

一定の者については、インターネットによる受験申込を、平成十七年四月一日から開始する予定です。対象者、受付期間、申込方法等の詳細については、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaccc.jp/>)を確認してください。

四 合格者の発表及び可否の通知

1 学科の試験の受験者(全部又は一部の科目を欠席した者を除く。)については、可否の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。また、合格者の名簿を財団法人建築技術教育普及センター近畿支部、社団法人奈良県建築士会及び奈良県土木部建築課において掲示します。

2 設計製図の受験者(欠席した者を除く。)については、可否の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。また、合格した者については、奈良県公報で公告し、合格者の名簿を財団法人建築技術教育普及センター近畿支部、社団法人奈良県建築士会及び奈良県土木部建築課において掲示します。

3 学科の試験の合格発表の時期は、平成十七年九月六日(火)頃の予定です。

4 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格発表の時期は、平成十七年十二月八日(木)頃の予定です。

五 学科試験の免除

平成十五年又は平成十六年の二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験(他

の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を含む。)に合格した者については、その者の申請により、それぞれの学科の試験を免除します。

六 その他
二級建築士試験及び木造建築士試験について不明な点は、次へお問い合わせください。

奈良県土木部建築課(〇七四二一七五五六四)
財団法人建築技術教育普及センター近畿支部(〇六一六九四二二二一四)
社団法人奈良県建築士会(〇七四二一三〇一三一一)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十二月三日第七四一〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十四日第六一八五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十四日第三九三二号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字忍阪三五番地ノ一の一部、三五番地ノ五、三五番地ノ六、三五番地ノ七、三五番地ノ九、三五番地ノ一一、三五番地ノ一二、三五番地ノ一三、三五番地ノ一四、三五番地ノ一五、三五番地ノ一六、三五番地ノ一七、三五番地ノ一八及び三五番地ノ一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字阿部四五〇番地

株式会社あるぼーる 代表取締役 森口遵

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字忍阪三五番地ノ一の一部
下水道 桜井市大字忍阪三五番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十一月三十日郡土第三一三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十二日郡土第三九一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十二日郡土第一二〇号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一一二三番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字広瀬八一三番地ノ八

高橋工務店 代表者 高橋和清

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一一二三番地ノ一の一部
下水道 生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一一二三番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十二月二十八日高土第一五一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月十六日高土第六二七号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字元町六七番地ノ四、六八番地ノ三、六八番地ノ五、六八番地ノ七及び六
八番地ノ九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三

御所市長 前川正

収用委員会公告

奈良県起業一般国道168号改築工事及びこれに伴う附帯工事（志分バイパス：奈良
県生駒市小瀬町地内から同県同市有里町地内まで及び同県同市中業畑一丁目地内から同
県同市山崎町地内まで）に関する収用裁決申請事件及び明渡裁決申立事件について、次
のとおり審理を開始します。

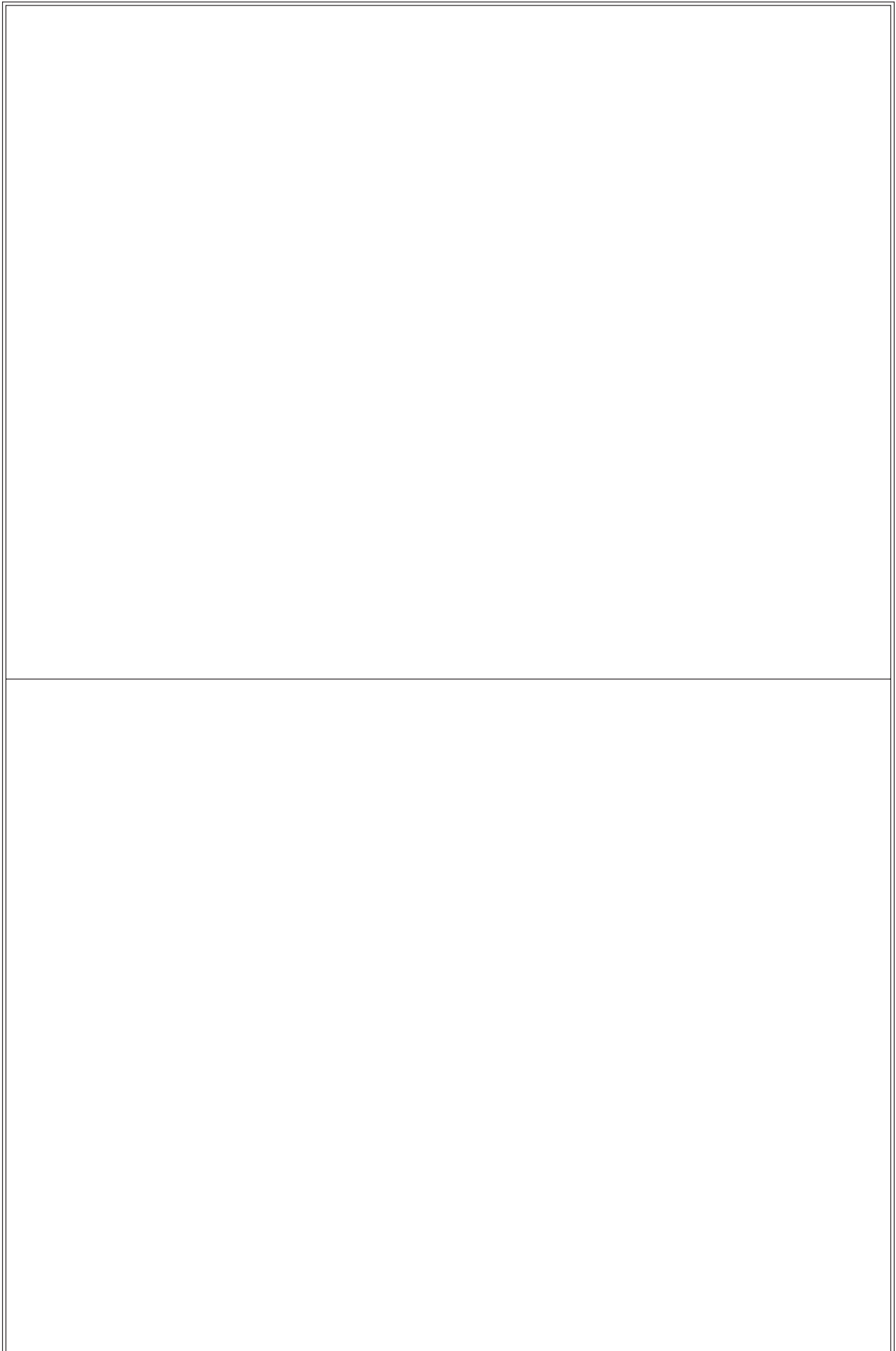
平成17年3月4日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 日時 平成17年3月30日（水） 午前10時から

2 場所 奈良市鍋屋町15 共済会館やまと「平城」

3 審理対象地 生駒市小瀬町1531番2、1531番3及び1531番4



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

